第 10 回こどもデータ連携ガイドライン検討会

議事概要

- 日時 令和6年3月7日(木) 10:30~12:00
- 場所 オンライン開催
- 出席者(50音順、敬称略)

主查:新保幸男

委員:石井夏生利、倉石哲也、西内啓、能島裕介、野戸史樹、山野則子、李炯植

- 議題
- 1. 令和5年度版こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」についてのご報告
- 2. こどもデータ連携の取組への申し送りについて
- 3. 本会議における方針について
- 議事概要
- 1. 令和5年度版こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」についてのご報告 ガイドラインの素案について、主査から説明が行われた。主な内容は以下の通り。
 - ・ 令和 5 年度版こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」については主査一任とし、公開に向け事務局と詳細を詰めていく方針とする。
- 2. こどもデータ連携の取組への申し送りについて

こどもデータ連携の取組への申し送りについて自由討議が行われた。主な内容は以下の通り

- ・ こどもの SOS を早期に発見して支援していくことは重要であるが、配慮すべき事項が非常に多いと感じる。個人情報保護法の中で、現状特別な保護措置を定める法制度が整備されていないため、こどもデータ連携の政策を推進していくにあたり、進め方が困難であると考える。
- ・ 個人情報保護法上の課題について、来年度以降検討する際には、プライバシーや個人 情報の専門家に複数参画していただく必要があると考える。また、法制度についても見直 しが行われる可能性があるため、動向についても注視いただきたい。
- ・ 個人に関する権利義務に直接係る議論であり、人権に係る場合もあるため資料、議事 録、議事要旨を公開する等、政策の透明性についても高めていただきたい。
- ・ 個人情報保護とこどもの情報の保護の双方の観点での整理が必要であると考える。また

- 「データ」や「情報」といった用語が混在しているため、使い分けについて今後整理していく必要がある。
- ・ こども大綱について冒頭に記載いただいたことは、本ガイドラインの位置づけを示すという意味において重要であると関している。しかし「本人」とは誰を指すか現場では解釈が異なるため、定義する必要があると考える。
- ・ 「人の目による支援」における「人」は複数の目で確認を実施するということを強調するために「複数の人」と記載すべきであると考える。
- ・ 個人情報の保護については、運用していくにあたり重要な論点である。自治体での運用 にあたっては、個人情報の保護について重く受け止めてしまうため、データ連携への障害と なり得ることから今後法整備についても検討していく必要がある。
- ・ 基本連携データ項目における学齢期に分類できる項目については、家庭への変化を調査する作業になると認識している。今後、実証事業における対象者の漏れ等の原因を調査するとともに、支援につながった対象の家庭情報を把握することにより、基本データ項目の妥当性や新たなデータ項目の必要性を検証することも重要と考える。
- ・ 「7.支援への接続」、「8.事業効果の評価・分析」において、自治体では、データ連携の 取組や既存事業の通告にて発見されたこどもへの支援に対して、取組毎の区別を行って いないため、こどもデータ連携の取組における支援や評価あるいは、こども福祉、こども家 庭支援における支援、評価の在り方どちらを示していくのか検討いただきたい。
- ・ データ連携の目的は、ガイドライン本編「1.1 こどもデータ連携の取組の狙い」に記載の通り、「困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっている」、という現状に対して、人では発見できない対象をデータ連携で発見する、という認識である。しかし、就学後のこどもにおいて学校定期健康診断からデータを連携する仕組みがないことが大きな問題であると考える。その際、教育部局の様々なデータを校務支援系システムの中でも連携せず、データを収集できていない。さらに教育分野内の学習系システムと校務系システムもリンクしていないことが原因であると考える。
- ・ 今回のこどもデータ連携の取組で利用する項目を基本連携データ項目に限定したことに ついては、大きな意義があることは承知している。しかし、妊娠~乳幼児期についての項 目については各自治体で連携できているが、就学後のこどもの情報の連携における課題 を解決することが困難である。基本連携データ項目のみの場合、重篤な事例ばかりが想 像され、個人情報の論点が大きくなり、データ連携が進まない可能性がある。実態とし て、各所は把握しているものの共有できていないという課題があることから、真にデータで 把握したほうがよい事例が収集できないため、再度、目的に立ち返る必要があると考え る。
- ・ 本検討会は、2021 年内閣府、2022 年デジタル庁、2023 年こども家庭庁と継続してきたものである。 令和 5 年度は支援につなぐ段階が主軸であるが、別の調査で 2016

年から比較して、支援が的確にターゲットに届いていないことが明確になったと考える。

- ・ 既に支援につながっている対象者のみならず、従来発見できていない事例について、1つ1つの機関では見落としがちな小さな課題が別の機関でも複数存在することがデータ連携で顕在化することで、支援へつながることから、支援につなげるためのデータ連携を検討していくべきである。
- ・ クラウド移行するだけで政令市等大きな自治体は莫大な費用が掛かり、ベンダーロック状態に陥ることから、DX 化の障壁となっている。補助金等とは別の論点として、データ連携するための設計図を国で統一する等、制度構築が必要である。
- ・ 自治体の理解が深くなるよう、ガイドライン本編にシステムの問題点を図示するべきである。
- ・ 法整備や運用ルールの整備を国主導で実施頂きたい。
- ・ 行政から民間団体等に個人情報の運用の研修等を実施頂きたい。
- ・ データを連携し、対象を発見するだけでなく、見守り支援を実施するという意識が重要である。現状では、支援の供給が不足しているため、支援を提供していくための施策を検討いただきたい。
- ・ 困難なこどもを発見するのみならず、需給について分析することが重要である。
- ・・データを活用して支援先につなぐ等、下流の内容も実証団体にも実施頂きたい。
- ・ 民間団体への情報共有においても個人情報の保護については課題が多く、重要な論点となり得ると考える。
- ・ 支援を実施するにあたり、行政のみのリソースだけでは十分でないため、行政自体のリソ ースや学校のリソースをどのように強化していくか検討していく必要がある。
- ・ こどもの情報の取扱いにおける海外の状況についても整理し、国外の事例を参照した上で、国内において実施可能な法令等についても今後検討いただきたい。

3. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY のコンサルティングサービスについて

EY のコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超える EY のコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え(humans@center)、迅速にテクノロジーを実用化し(technology@speed)、大規模にイノベーションを推進し(innovation@scale)、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

- 1. 本資料及び添付文書(以下、「本資料一式」という。)は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下、「EY」という。)との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」(以下、「本業務」という。)に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者(以下、「第三者」という。)のためではございません。
- 2. E Y は、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
- 3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。